

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人ら及び同補助参加人の上告理由について

認知者の意思に基づかない届出による認知は、認知者と被認知者との間に親子関係があるときであつても、無効であると解するのが相当である。これと同趣旨の見解のもとに、本件各届出による認知を無効とした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、これに所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	吉	田		豊
裁判官	本	林		讓
裁判官	栗	本	一	夫